



平成 20 年 3 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 間 組 (呼称：ハザマ)
代 表 者 名 代表取締役社長 小 野 俊 雄
(コード番号 1719 東証第1部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 山 田 隆 正
(TEL. 03 - 3588 - 5700)

建設業法に基づく行政処分について

このたび、当社は、名古屋市営地下鉄工事に関する独占禁止法違反事件について、公正取引委員会による排除措置命令が確定したことに伴い、建設業法の規定に基づき、国土交通省から平成20年3月24日付で下記のとおり営業停止処分を受けました。

当社は、この処分を厳粛に受け止め、引き続き法令等の遵守を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
2. 期間
平成20年4月7日から平成20年4月21日までの15日間

以 上